

サレドカプセル処方医師の先生へ

## サレドカプセルの長期処方について

ご高承のとおり、平成 22 年 3 月 29 日に開かれた厚生労働省薬事食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、TERMS の改訂が行われ、処方日数の制限（14 日分）が緩和され、最大 12 週間分まで可能とされました。

（平成 22 年 3 月 29 日付け 薬食審査発第 0329 第 1 号・薬食安対発第 0329 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・厚生労働省医薬食品局安全対策課長連名通知「サリドマイド製剤の使用に当たっての安全管理手順の改訂について」）

処方日数の制限が延長されたことから、病状の安定している患者には、サレドカプセルの長期処方が可能となり、これまでのように、薬の処方だけのために一律 14 日ごとに通院する必要がなくなります。同時に、患者にとってのもうひとつのメリットは、1ヶ月分以上（8週間分程度）のサレドカプセルを処方していただければ、高額療養費制度の自己負担限度額を超えることから、経済的な負担の軽減を得られます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施した TERMS の実態調査や、TERMS の第三者評価機関のアンケート調査において、70 歳未満健康保険 3 割負担の患者ではサレドカプセルによる治療開始後、医療費が増加し負担が重いこと、1ヶ月の自己負担額が、高額療養費制度の自己負担限度額（80,100 円）にわずかに届かないため制度を利用できないこと等がわかっています。

経済的負担によって、治療機会を失うようなことがあっては患者の不利益に繋がることから、高額療養費制度についてもご理解をいただき、日本血液学会診療委員会、日本骨髄腫研究会は、会員の先生方に対して、今回の TERMS の改訂について情報提供すると聞いています。

骨髄腫研究会の調べでは、サリドマイド処方医の先生方は、処方日数の制限の緩和後は、一般に効果が得られ、症状が安定した患者に対し、平均的な処方日数と診療間隔は平均1ヶ月程度、最長の処方日数と診療間隔は平均2ヶ月程度が可能と考えるとのことです。骨髄腫研究会から、このような情報も会員の先生方に提供されていますので、TERMS の改訂後も混乱なく、処方を受けられる状況です。

また、厚生労働省は、上記の通知にて製薬メーカーに対し「例えば 60 日程度の長期処方でも、患者が薬剤を管理できるよう、「薬剤管理シート」（仮称）等の指導用資材を処方医師に配布すること」を指導しています。

このように、関係各所の協力によって長期処方を実施する環境が整いました。これも処方医師の先生方のこれまでのご尽力のおかげと感謝申し上げます。

何卒、本患者におきましても長期処方につき、ご検討たまわりますようよろしくお願いいたします。

日本骨髄腫患者の会

（本件担当 副代表 上甲恭子 090-6908-2189）